別表六（二十五）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(二十一)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」に、「法人税額超過構成（別表六(二十四)「35の②」）額」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「37の②」）」に、「繰越税額控除限度超過額（㉕の計）」を「繰越税額控除限度超過額（25の計）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「34の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「36の②」）」に、「当期控除可能額等」を「当期控除可能額」に改め、同表の記載要領第四号中「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第23条第２項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）」を削り、「別表六（二十四）又は別表六（二十四）付表」を「別表六（二十五）又は別表六（二十五）付表」に改め、同表を別表六(二十一)とする。

別表六(二十一)の表中「当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」に、「法人税額超過構成（別表六(二十四)「29の②」）額」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「32の②」）」に改め、同表を別表六(二十二)とする。

別表六(二十)を削る。

別表六(十九)の表中「経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称」を「経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称」に、「当期の所得に対する法人税の額は別表一(三)」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「27の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「30の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「26の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「29の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第２項若しくは第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第二号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第四号中「別表六（二十四）又は別表六（二十四）付表」を「別表六（二十五）又は別表六（二十五）付表」に改め、同表を別表六(二十)とし、同表の次に次の１表を加える。